

---

## 第2章 災害予防計画

---

### 第1節 通 則

---

災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために行う業務又は事務についての計画である。

### 第2節 災害危険区域の指定

---

#### 1. 水防箇所

##### (1) 河 川

所 轄	河 川 名	地 先 名	延長 (m)	予想される 危 険	対水防工法
県	関 川	下 井 手 … 南 関	14,400	溢水	積土のう
市	長谷川	平山字小岱 … 関 川	1,900	法崩壊	杭柵 積土のう
//	冷水川	平山字宮の前 … 関 川	2,400	//	//
//	菜切川	樺 字 横 打 … 樺字小岱山	3,140	//	//
//	上樺川	府本字小岱山 … 菜切川合流点	2,420	//	//
//	川登川	府本字山田 … 菜切川	6,100	//	//
//	石飛川	府本字南山浦 … 川登川	1,000	//	//
//	平山川	平山字前田 … 川登川	3,300	//	//
//	杉谷川	金山字大浦 … 行末川	800	法崩壊、土砂流	杭柵 積土のう、 排土
//	増永川	川登字上日焼 … 増永字実盛	1,480	法崩壊	杭柵 積土のう
//	宮崎川	野原字繁田 … 野原字向赤田	1,130	//	//

## (2) 海岸

所轄	路線名	地先名	延長 (m)	予想される危険	対水防工法
県	荒尾海岸	宮内出目 … 牛水	4,718	越波	築廻、月の輪、積土のう
市	荒尾港海岸	宮内出目 … 大島	3,411	越波・浸食	//
市	一部漁港海岸	一部 … 増永	405	越波・浸食	//

## (3) 宅地造成工事規制区域

地名	面積 (ha)
桜山町全域, 一部・蔵満・水野・菰屋・川登の一部	287.5

## (4) 道路

所轄	路線名	地先名	延長 (m)	予想される危険	対水防工法
県	県道大牟田荒尾線	宮内出目	200	洗掘、崩土	積土のう、杭柵
県	県道平山荒尾線	荒尾	800	冠水	積土のう、杭柵
市	深瀬深町線	下井手	400	冠水	積土のう、杭柵
市	朝日区日の出1号線	日の出町	100	冠水	積土のう
市	志振久保線	万田	300	冠水	積土のう
市	志振水町線	万田	300	冠水	積土のう
市	水町坪口線	万田	100	冠水	積土のう
市	境崎大平線	万田	100	冠水	積土のう
市	中央大谷線	増永	100	冠水	積土のう

## (5) 防災重点ため池 (36箇所)

平成30年11月公表の防災重点ため池の選定基準に基づき、都道府県では、防災重点ため池を指定している。

No	施設名称	堤長 (m)	堤高 (m)	総貯水量 (m <sup>3</sup> )
1	三段下池	79	4.7	42,650
2	三段中池	65	3.6	34,670
3	新提池	64	3.0	15,826
4	西塚池	48	3.3	8,835
5	蟹喰池	27	1.9	1,913
6	新ヶ谷(新提)下池	49	3.6	13,031
7	新ヶ谷(新提)中池	20	3.1	10,103
8	宮ノ前池	23	2.3	2,381
9	荘浦(中荻)下池	58	3.1	8,746
10	荘浦(中荻)上池	50	3.1	12,551
11	蘭牟田池	74	4.0	24,073
12	見田橋池	86	3.6	24,817
13	釜蓋上池	78	3.5	21,103
14	釜蓋下池	86	3.0	21,804
15	龍ヶ峰池	84	5.6	16,590
16	大浦池	88	6.3	253,900
17	藪浦池	66	5.0	87,950
18	海行原池	21	2.5	3,130
19	三反田池	16	3.0	3,436
20	池の塘池	49	1.4	2,351
21	蒲池	40	4.6	6,960
22	矢櫃池	43	4.8	9,037
23	蓼口池	80	3.9	24,388
24	鷺の巣池	43	3.2	7,522
25	掛本池	60	3.4	7,861
26	松ヶ浦池	81	5.0	51,400
27	岩原池	50	2.5	10,000
28	池黒池	150	5.5	141,900
29	赤田池	70	6.8	102,900
30	深瀬浦池	60	2.2	1,022
31	古庄原池	65	3.0	1,544
32	池浦池	78	2.2	2,474
33	松尾池	35	2.0	180
34	檜尾池	41	3.0	800
35	辻池	77	3.0	800
36	九の九池	64	3.0	3,882

## 2. 土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき、都道府県では、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）及び土砂災害警戒区域（イエローゾーン）を指定している。

区域番号	区域名	告示番号	告示日	区域
204-2-023	荒尾大谷	県告示第 258 号	平成 25 年 3 月 22 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-009-1	東貞尾-1	県告示第 258 号	平成 25 年 3 月 22 日	イエローゾーン
204-1-009-2	東貞尾-2	県告示第 258 号	平成 25 年 3 月 22 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-009-3	東貞尾-3	県告示第 258 号	平成 25 年 3 月 22 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-010	下川後田 1	県告示第 258 号	平成 25 年 3 月 22 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-004 (人) -1	下川後田 2	県告示第 258 号	平成 25 年 3 月 22 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-004 (人) -2	下川後田 2-2	県告示第 258 号	平成 25 年 3 月 22 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-005 (人)	下川後田 3	県告示第 258 号	平成 25 年 3 月 22 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-007-3	四反田 1-3	県告示第 338 号	平成 28 年 3 月 25 日	イエローゾーン
204-2-007	上場 2	県告示第 338 号	平成 28 年 3 月 25 日	イエローゾーン
204-1-004	府本	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-005-1	上場 3-1	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-005-2	上場 3-2	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-006-1	上場 4-1	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-006-2	上場 4-2	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-006-3	上場 4-3	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-007-1	四反田 1-1	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-007-2	四反田 1-2	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-008-1	四反田 2-1	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-008-2	四反田 2-2	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-009-1	四反田 3-1	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン

204-1-009-2	四反田 3-2	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-009-3	四反田 3-3	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-009-4	四反田 3-4	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-009-5	四反田 3-5	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-009-6	四反田 3-6	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-010	四反田 4	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-011	金山上 2	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-012	金山上 3	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-005-1	陣屋敷 4-1	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-005-2	陣屋敷 4-2	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-006	上場 1	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-008-1	上場 5-1	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-008-2	上場 5-2	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-012	菰屋北区	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-013-1	金山上区-1	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-013-2	金山上区-2	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-024-1	府本下区 4-1	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-024-2	府本下区 4-2	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-027	唐池 3	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-028	府本下区 5 (唐池 4)	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-029	府本下区 1	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-030	府本下区 2	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-034	川登	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-035	下赤田	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン

204-2-036	金山上区 1	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-037-1	金山上区 2-1	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-037-2	金山上区 2-2	県告示第 339 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-010	西町	県告示第 364 号	平成 28 年 3 月 25 日	イエローゾーン
204-2-022-3	金屋 2-3	県告示第 364 号	平成 28 年 3 月 25 日	イエローゾーン
204-1-001	小路 5	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-002	陣屋敷 1	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-003	陣屋敷 2	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-001	平山	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-002	小路 1	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-003	小路 2	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-004	陣屋敷 3	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-001	四山 2	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-002	金屋	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-003	横枕	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-004	倉懸西区	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-006-1	万田中区-1	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-006-2	万田中区-2	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-007	助丸	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-008	浦川	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-011	新生西	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-003 (人)	深瀬ヶ丘	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-006 (人)	桜山	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-002	新井 1	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン

204-2-003	新井 2	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-004	庄山 1	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-005	庄山 2	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-006	庄山 4	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-007	金屋 1	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-008	庄山 5	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-009	四山	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-011-1	住吉-1	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-011-2	住吉-2	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-011-3	住吉-3	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-012	尼ヶ島	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-013	平山 1	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-014	上井手上区 1	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-015-1	上井手上区 2-1	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-015-2	上井手上区 2-2	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-016	上井手上区 3	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-017	平井城	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-018	上井手上区 4	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-019	上井手上区 5	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-020	平山 2	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-022-1	金屋 2-1	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
202-2-022-2	金屋 2-2	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-025	唐池 1	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-026	唐池 2	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン

204-2-032	揚増永	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-033	桜山 (桜山 1)	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-038	庄山	県告示第 365 号	平成 28 年 3 月 25 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-002	大平	県告示第 327 号	平成 29 年 3 月 31 日	イエローゾーン
204-1-005-1	深瀬-1	県告示第 328 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-005-2	深瀬-2	県告示第 328 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-001-1	倉掛-1	県告示第 328 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-1-001-2	倉掛-2	県告示第 328 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-2-001	倉懸東区	県告示第 328 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-001	小路 3	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-002	小路 4	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-002	陣屋敷 5	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-002	小路 6	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-003	小路 7	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-004	倉懸 2	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-005	西町 2	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-006	助丸 2	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-007	野中	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-008	平井城 1	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-009	平井城 2	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-010	宿	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-012	小路 1	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-013	小路 2	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン
204-3-014	硯川	県告示第 330 号	平成 29 年 3 月 31 日	レッドゾーン イエローゾーン



D-204-0001	原万田	県告示第 361 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
D-204-0008	上平山 1	県告示第 360 号	令和 3 年 4 月 9 日	イエローゾーン
D-204-0009	上平山 2	県告示第 361 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
D-204-0011	上平山 3	県告示第 361 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
D-204-0014	府本 1	県告示第 361 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
D-204-0015	府本 2	県告示第 360 号	令和 3 年 4 月 9 日	イエローゾーン
D-204-0016	府本 3	県告示第 361 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
D-204-0017	樺	県告示第 361 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
D-204-0021	牛水 1	県告示第 361 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0002	大島 2	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0003	原万田 1	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0004	原万田 2	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0005	万田 1	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0006	万田 2	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0007	万田 3	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0008	万田 4	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0009	万田 5	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0010	宮内出目 1	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0011	万田 6	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0012	万田 7	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0013	万田 8	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0014	宮内出目 2	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0015	万田 9	県告示第 358 号	令和 3 年 4 月 9 日	イエローゾーン
K-204-0016	大平 2	県告示第 358 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン

K-204-0017	宮内 1	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0018	宮内 2	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0019	宮内 3	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0020	宮内 8	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0021	下井手 1	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0022	下井手 2	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0023	下井手 3	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0024	下井手 4	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0025	下井手 5	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0060	宮内 4	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0061	宮内 5	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0062	宮内 6	県告示第 358 号	令和 3 年 4 月 9 日	イエローゾーン
K-204-0063	宮内 7	県告示第 359 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0027	開	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0028	助丸	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0030	田倉 1	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0031	田倉 2	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0032	野中 3	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0033	野中 2	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0035	野中 4	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0037	上井手上区 6	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0038	上井手上区 7	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0039	岱洋東	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0040	新井 3	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン

K-204-0041	尼ヶ島 1	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0042	尼ヶ島 2	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0043	尼ヶ島 3	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0044	平山 3	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0045	宿 1	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0047	金屋 4	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0048	金屋 5	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0050	平井城 3	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0051	平井城 4	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0053	陣屋敷 2	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0054	金屋 6	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0055	金屋 7	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0056	金屋 8	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0057	小路 3	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0066	大谷	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0069	下川後田 4	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0070	下川後田 5	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0071	合路	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0072	志作	県告示第 364 号	令和 3 年 4 月 9 日	イエローゾーン
K-204-0073	西長浦	県告示第 364 号	令和 3 年 4 月 9 日	イエローゾーン
K-204-0074	東長浦	県告示第 364 号	令和 3 年 4 月 9 日	イエローゾーン
K-204-0075	山浦 1	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0076	京待	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0077	鴻巣	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン

K-204-0078	西山浦	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0079	山浦 2	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0083	岱洋西 1	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0084	岱洋西 2	県告示第 356 号	令和 3 年 4 月 9 日	イエローゾーン
K-204-0085	山の手	県告示第 356 号	令和 3 年 4 月 9 日	イエローゾーン
K-204-0086	向陽台	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0087	新大和 1	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0088	新大和 2	県告示第 357 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0090	水洗	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0091	北五反田	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0094	唐池 5	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0095	唐池 6	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0096	唐池 7	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0098	府本下区 6	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0099	唐池 8	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0100	川登	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0103	唐池 9	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0105	一本櫓	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0106	裏毘沙門	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0107	新導	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0108	府本下区 10	県告示第 362 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0109	乱塔	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0110	下谷	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0111	上場	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン

K-204-0112	小代	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0118	南山浦	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0119	檜木	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0120	日焼	県告示第 364 号	令和 3 年 4 月 9 日	イエローゾーン
K-204-0122	筒井川	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0123	下山 1	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0124	下山 2	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0125	北城ノ口	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0126	南城ノ口	県告示第 364 号	令和 3 年 4 月 9 日	イエローゾーン
K-204-0127	東大清水 1	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0128	東大清水 2	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0129	辻	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0130	坂口	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0131	下萩	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0132	中萩 1	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0133	中萩 2	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0134	上七浦	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0136	五反田	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0139	佐平田	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0140	下赤田 2	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0142	郷楽	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0143	金山上 2	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0145	力石	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0146	小代山	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン

K-204-0147	菅牟田	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0148	南道々	県告示第 365 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0150	北ノ後 1	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0151	北ノ後 2	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン
K-204-0152	北ノ後 3	県告示第 363 号	令和 3 年 4 月 9 日	レッドゾーン イエローゾーン

### 3. 浸水想定区域・土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設

平成 29 年 6 月に水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置した要配慮者利用施設の所有者や管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。該当施設は以下のとおり。

令和 5 年 4 月 1 日現在

施設名		施設所在地	災害種別
グループホーム	あらお	荒尾 539-1	高潮
	はな家族	昭和町 3-25	洪水、高潮
	ふくじゅそう	四ツ山町 3-4-3	洪水、高潮
	むつみ苑	荒尾 317-1	高潮
	わたぼうし	大島 52-2	洪水、高潮
医療機関	荒尾クリニック	荒尾 600-3	高潮
	伊藤医院	四ツ山町 3-5-2	洪水、高潮
	有働病院	万田 475-1	高潮
	西整形外科医院	蔵満 1859-1	高潮
	西原クリニック	西原町 1-4-24	洪水、高潮
ヴィラ幸せの杜		四ツ山町 3-7-29	洪水、高潮
ケアホームほほえみ		荒尾 539-1	高潮
シニアハウスばーすでい		荒尾 849	高潮
老人ホーム むつみ	荒尾 317-1	高潮	
昭和の里			
老人ホーム ならの樹	西原町 2-1-2	洪水、高潮	
サポートハウス Sun☆フラワー		万田 848-5	洪水
かすみ草		四ツ山町 3-4-24	洪水 高潮
あけぼの幼稚園		増永 962-1	高潮
就労継続支援A型施設アントレ		増永 1901 番地 1	洪水
NPO法人ちぼりーの		野原 88 番地	洪水
なかよし保育園		日の出町 11-24	高潮
荒尾中央学童クラブ		荒尾 4110	土砂災害
みやじま幼稚園		万田 918-1	高潮
第二四ツ山幼稚園		荒尾 2835	土砂災害
荒尾四ツ山幼稚園		西原町 2 丁目 3-34	高潮
コミュニティハウス水野		水野 131-1	洪水

## 第3節 風水害予防計画

---

### 1. 構築物その他の風害予防対策

関係する所管部署においては、既設の看板、広告物、その他の構築物を定期的あるいは台風前に調査し、危険なものについては直ちに所有者又は管理者に通報し、改修若しくは撤去するよう指導し、実行させる。

### 2. 河川などの風水害予防対策

水防計画に定められている危険区域については、集中豪雨に伴う洪水、氾濫などを防止するため、危険箇所の改修を計画的に実施する。

### 3. 農作物の風水害予防対策

農作物の風水害予防対策については、次の事項を重点として農家を指導する。

- (1) 防風垣の新設、増設
- (2) 防風林の新植、増植
- (3) かん排水施設の整備
- (4) 土砂崩壊防止など施設の整備

### 4. 山地開墾における土砂流出防止対策

山林原野の開墾事業に当たっては、開墾地からの既耕作地や溜池、河川などへの土砂の流入、崩壊などによる災害を未然に防止するため、開墾地の地形、土質などを検討して土留工、排水施設、植樹又は既存樹林地などによる防止事業を実施するよう開墾者に対し指示する。

- (1) 傾斜度8度以下は山成り開墾とし、排水路及び植生などにより土壌保全を図る。
- (2) 傾斜度8度以上は等高線上階段工を施し、法下に排水路を設ける。なお、法面は土羽若しくは石積（コンクリートブロック積）とする。
- (3) 階段間の高さは安全性を勘案してあまり高くないように計画し、できれば20m以内にすることが望ましい。
- (4) 開墾地内には土壌侵食防止と排水円滑化のため、その地形の状況により排水路を設け、側溝との接続箇所には沈砂槽を設ける。
- (5) 階段工を行う場合は、十分な法面保護をしなければならない。この場合、切土及び盛土の勾配は土質により安全な勾配を決定し、法面は芝草などにより披覆する。

また、傾斜が20度以下になる場合は法面の崩壊を防止するため、緑地帯を設置するほか法面高は2m以内に止めるよう指揮監督する。開墾時期は法面保護上の活着並びに降雨時期などを考慮し、10月頃から翌年2月頃までとする。



#### 5. 老朽ため池補強計画

老朽溜池の維持補修は、治水上重要な問題であり常に監視し、その能力を保持するよう補強することが重要である。

本市域におけるため池堤防は、逐年補強工事を進めてはいるが、いまだ堤防の内法が雨水のため洗堀され漏水の危険状態となっている。溜池の決壊は地すべりと同様に大きな被害を招き、人命財産を奪い、また、農地などについては莫大な損害を与えるので、雨期に限らず地域住民に対し予防措置を講ずるよう指導する。

#### 6. 道路、橋梁の維持補修

道路管理者は、耐震対策を十分に考慮し、所管の道路、橋梁を常時補修する。なお、早急な修理が不可能な危険箇所については、立札などによって標示し、通行又は重量の制限を行う。また、道路占用物件についても、耐震対策を十分考慮した対策の指導を行う。

#### 7. ホットラインによる助言のための連携強化

県等が管理する中小河川は、急激な水位上昇を伴うことが多く、短時間での対応が迫られることが想定されることから、河川管理者や气象台からのホットラインによる直接的な情報提供等が得られるよう、連携強化に努める。

## 第4節 高潮、津波災害予防計画

### 1. 海岸の被害予防対策

本市の海岸線の延長は大島～牛水間 7.5 kmであり、台風などによる異常潮位や津波による被害のおそれがあるため、海岸堤防現況を把握するとともに、県管理の海岸堤防及び市管理区域の海岸保全事業を各管理者と連携を図りながら、順次改良補強することとする。

### 2. 扉門など施設の維持管理

市内の水路・堤防に設置されている扉門などは地域又は受益者により管理担当を定め、日頃から定期的に扉門の点検、整備維持に努める。

台風、高潮など来襲のおそれがあるときは、あらかじめ潮位を把握し、適時に扉門の開閉を行うものとする。

作業にあたっては、作業員の安全を十分に確保したうえで実施するものとし、災害対策本部と十分に連携をする。なお、熊本県より業務委託を受けている箇所については次のとおり。

	場所	方式	再委託者	備考
1	荒尾市宮内出目	昇降ゲート	荒尾漁業協同組合	
2	荒尾市荒尾	スライドゲート	荒尾漁業協同組合	
3	荒尾市牛水	スライドゲート	荒尾市消防団	

この操作にあたっては、「荒尾海岸樋門・陸こう管理操作要領」に基づき、災害時の操作のほか、日頃より点検や清掃を実施し、円滑な運営に努める。

### 3. 潮位監視体制の整備

台風の接近、風速・風向の変化、満潮の時間帯等、高潮発生の変因が重なる場合においては、潮位の異常な上昇を早期に発見するため、各種防災システムを活用し、情報収集を強化するとともに、関係機関との緊密な連携を図る。

### 4. 後背地対策

後背地対策とは、津波対策として、海岸・港の丘陵地を造成（切土）して高台宅地を整備することにより、津波対策の防災に活かす土地利用対策のことである。

高潮、津波により被害が予想される地域は、荒尾市ハザードマップを有効活用し、自主防災組織との連携により地域の特性を記載したハザードマップを作成する。

また、危険区域の設定等の手段により被害が少なくなるような形態での土地利用へ誘導することとする。

高潮襲来時に避難等の拠点となる学校など公共施設については、安全な位置に設置するとともに、既存施設で危険性の高い地域に立地する施設は耐浪化等十分な対策を施すものとする。

## 第5節 地すべり、山崩れ災害予防計画

市内一円を大別すると粘土、砂からなる沖積層と凝成質粘土、古期岩層からなる洪積層及び基盤岩からなる第3紀層に分布されている。特に桜山、赤田付近の表土は赤色粘土混じり荒砂、小砂混じりの粘土質に分布形成されている。

このような地質形態を踏まえ宅地造成工事規制区域として荒尾市では、昭和42年2月1日付で桜山地区が指定区域として指定された。この対策としては、国土利用計画法をはじめとする開発関係規制の個別法に基づき、巡回指導を強化して土砂流出等による被害を生じないように努めるとともに、その他の地区においても地すべり、山崩れ等の危険が予測される箇所については、雨期、台風期など適時巡回監視し、被害の未然防止に努める。

また、熊本県が指定する土砂災害警戒区域の早期調査、指定するとともに、その地域での災害対策を講じるよう計画を策定する。

これに伴い、ハザードマップへの反映や住民への周知を十分に行い、地域の防災意識の高揚に寄与させる。

さらに、このような区域については、あらかじめ情報伝達路を設定し、確認することにより迅速かつ的確な伝達の体制を整える。

## 第6節 地震災害予防計画

地震災害予防対策として、日頃から次の措置を実施して住民の防災意識の向上、災害発生時に迅速かつ的確な対応ができる体制を整えておくことが重要である。

その際、地震本部（政府地震調査研究推進本部）からの最新情報、主要活断層の長期評価、海溝型地震の長期評価、活断層の地域評価などの情報を参考にする。

1. 防災知識の普及と避難態勢の確立
2. 火災防止のために必要な措置
3. 海岸堤防、橋梁等公共施設の定期的点検
4. 防災行政無線の安定運用、情報伝達手段の確保
5. 緊急地震速報の普及・啓発

### ■地震観測施設（県観測施設）

震度発表名称	設置場所	
荒尾市宮内出目	荒尾市宮内出目 390 番地	荒尾市役所

## 第7節 火災予防計画

---

大規模構造物や危険物施設等の増加、住居の密集化等により火災の大規模化・特殊化が懸念される中、時代の変化に対応したきめ細やかな火災予防指導の徹底に努める。

特に、住宅火災においては、その死者が建物火災による死者の約9割を占め、高齢者の死亡発生率が極めて高い状況にあるため、住宅防火対策が全国的に展開されている。

本市においても、広報活動及び関係機関との連携強化等を通じて住民一人ひとりの防火意識の高揚及び住宅用火災警報器など住宅用防火・防災機器等の普及を図る。

- 1 予防査察の指導強化
- 2 火災危険区域の設定
- 3 防火管理者の指導育成強化
- 4 防災物品及び防災製品の普及指導
- 5 消防用設備及び特殊消防用設備等の維持管理の徹底
- 6 自主防災組織、幼、少年、婦人防火クラブ等の民間防火組織の育成・指導
- 7 大規模な被害となる森林火災予防

## 第8節 火薬類の災害予防対策

---

平成17年から住民の利便性の向上等を目的に「熊本県事務・権限移譲指針」を策定し、市町村への事務・権限の移譲に取り組んでいる。

- 平成24年4月1日から事務・権限の移譲
  - ・火薬取締法に基づく譲渡又は譲受及び消費等の許可等に関する事務
  - ・火薬取締法に基づく保安検査、立入検査に関する事務
  - ・火薬取締法に基づく各種許可、届出の受理、事故対策等に関する事務

熊本県や各種団体と緊密な連携をとり、円滑な事務の遂行を図るとともに、これらの事務を通じ、火薬による災害の発生の防止を徹底し、公共の安全を確保する。

## 第9節 文化財災害予防計画

---

文化財は火災等により滅失毀損すれば、再び回復することが不可能な国民全体の財産である。

文化財を災害から保護するため、防火意識の高揚及び防災設備の充実を図るとともに、国・県の指定する文化財については消防本部と連携し、必要に応じて防災対策実施の要請を行う。

### 1. 講習会の開催等

文化財を災害から守るために、専門的な講習会等を開催し、関係者の文化財保護に関する知識と認識を高める。

市と警察署並びに消防署及び管理者で緊密な連携を図り、防火・防災についての指導をする。

### 2. 防火対策

文化庁文化財保護部で発行した「文化財防火・防犯の手引き」及び文化財の防火に関する各種通知に基づき、防火に関し対策を講じる。

また、消火栓やスプリンクラー設備等を促進し、火災が発生した場合でも、被害を最小に抑えることができる体制を構築する。

- ・ 防火管理体制の確立
- ・ 環境の整理整頓
- ・ 火気の使用の制限
- ・ 火災危険の早期発見と改善等
- ・ 防火施設の整備促進
- ・ その他文化財火災予防に関すること

### 3. 出土品・記録類の保管のあり方

貴重な出土品・記録類が火災や盗難により消失する事故を防ぐために、市所管の出土品・記録類については、火災・災害等に備え、その種類又は内容によって、保管・整理の方法を工夫し適切に実施する。

## 第10節 海上災害予防計画

---

海上における災害を防止するため、熊本海上保安部をはじめ、実勢力のある国の機関や近隣の三池海上保安部、その他災害防止活動について実勢力を有する公的機関及び民間防災機関並びに関係企業等により体制を確立するものとする。

### 1. 関係機関の協力体制の確立と情報収集・伝達体制の整備

海上における災害に備え、熊本海上保安部及び三池海上保安部と緊急時に協力できる体制を整えるとともに、資機材及びその数量をあらかじめ把握しておくとともに、関係機関と緊密な協力体制を確立する。

### 2. 資機材の整備

海上災害に対する防災資機材等の備蓄整備に努める。本市の海岸の施設・設備等を検討し、必要に応じた排出油等防除資機材等（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）を計画的に保有するとともに、備蓄品の不足や対応できない場合の緊急調達方法等の確立に努めるものとする。

### 3. 災害防止の指導啓発

関係機関等で海上における災害を防止するための心得や住民への基礎知識について注意喚起するとともに、広報誌等の活用により、各種海難防止運動を通じ予防意識の普及徹底を図る。

### 4. 海上防災の研修及び訓練

沿岸住民の生命財産及び財産権等に多大の災害を及ぼすおそれのある海上災害を想定し、防災上の責務の認識、防災技術の習得、相互協力の実効等を目的とした防災教育や講話、研修を行う。

また、関係機関との連携の強化や初動体制の確立を図るため、災害想定に伴う伝達方法の確認などを行う図上訓練や実働訓練を実施する。

### 5. 排出油等の処理

広範囲で影響を及ぼす海上災害に対し、迅速な対応が必要な排出油等の対策として、関係機関との緊密な連携を図るとともに、その対応が適正に行えるよう、その方法等を確立しておくものとする。排出油等の処理に関し、住民の避難を要する場合は、大雨時災害対策の要領を参考に、住民の安全を確保する。

### 6. 有明海排出油等防除協議会

本会は、有明海沿岸海域及びその周辺海域において、大量の油又は有害液体物質の排出事故が発生した場合の防除活動について、必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し、もって排出された油等による被害の局限化を図ることを目的に設置されており、日頃から十分な連携を図り災害時に備える。

## 第11節 原子力災害予防計画

---

### 1. 計画の背景等

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及ぶこととなった。

このことから、九州内に所在する原子力発電所で万一、同様の事故が発生した場合、その規模や気象条件等によっては熊本県内へ影響を及ぼす可能性があるとして、熊本県において原子力対策計画が策定された。

これらの状況を踏まえ、荒尾市においても原子力対策に関する計画の策定検討を行うとともに、今後の国や県の計画の内容や見直しの状況を注視しつつ、住民の安全で安心して生活できる環境を整える。また、原子力発電所事故が発生した場合には、市外から多くの避難者を受け入れる必要がある可能性があるため、避難受入れ体制についても充実を図る。

### 2. 予防計画

市は、原子力事故に伴う災害対応が迅速かつ的確に実施できるよう、情報の収集・連絡体制の整備、住民避難体制や健康相談体制の確立、住民への知識の普及・啓発、防護資材の確保、訓練の実施等により、防災体制を活用した原子力事故対応を行うものとする。

## 第12節 防災業務施設整備計画

災害発生の未然防止及び被害の拡大を防止するための水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備又は促進に関する計画である。

### 1. 水防施設

水害を防御し、又は、被害の軽減を図るためには応急対策の円滑化を期する必要がある、これらの対策を実施するために必要な水防施設の現況を把握するとともに、随時、その整備を確認し、計画的に整備促進を図るものとする。

- ・水防倉庫
- ・水防資材（水防計画による）
- ・雨水ポンプ場
- ・雨水管渠

### 2. 消防設備

消防施設の現況を把握するとともに、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき計画的に整備促進を図るものとする。

### 3. 通信設備

災害時の迅速な情報伝達を可能にするため、通信設備の充実を図る。なお、現在整備している防災情報伝達システムを円滑に運用するため、保守業者による点検や防災訓練等での活用、定期的な放送などを行い、通信体制を整える。

【防災情報伝達システム（総合防災情報システム含む。）】

システム概要	事業年度	令和元年度～2年度
	事業名称	荒尾市防災情報伝達システム設備整備事業
	事業主体	荒尾市
	事業規模	防災無線設備整備
	運用開始	令和3年4月1日
機器概要	操作端末	2台（防災安全課）
	屋外スピーカー	市内24か所
	戸別受信端末	150台
	タブレット	35台
	アプリケーション	iOS、Android



## 第13節 資材、器材の点検整備計画

---

各部署において、地形や災害発生状況を十分に把握し、地域住民の生命、財産、身体を守るため、計画的に資材、器材を調達するとともに、定期的な点検を行うものとする。

### 1. 水防資材の点検整備

- (1) 水防資材、器材の整備場所と数量は水防計画による
- (2) 点検実施時期は毎年5月はじめとする
- (3) 実施方法

倉庫ごとに資材、器材受払簿と現品を点検し、不足する場合は水防計画に基づいて補充する。

### 2. 消防資材、器材の点検整備

消防計画によって実施する。

## 第14節 地域防災力強化計画

---

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、自治会や町内会等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。また、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人一人があらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（防災行動計画）」の普及を**始め**として市民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう地域防災リーダー（防災士等）の育成に**努める**ものとする。

### 1. 住民の早期避難対策（予防的避難の推進）

令和2年7月豪雨を踏まえ、改めて早期避難（予防的避難）の重要性を住民に周知し、住民の防災意識の高揚に努めるものとする。

市は、国、県、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するようハザードマップ、防災ブック等を作成し、住民等に提供し、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を行うものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。

## 2. 自助

市民は、「自らの身の安全は自らで守る」、「自分で出来ることは自分で行う」が基本であることに自覚を持ち、平時には防災知識の習得に努め災害に備えるものとする。また、災害時には、早めの避難等の命を守る行動をとるとともに、近隣住民と協力した防災活動に努めるものとする。

### (1) 平時

#### ア 知識等の取得

- ・ 過去の災害の発生状況
- ・ 気象予報警報等の種別と対策
- ・ 防災訓練等への参加

#### イ 事前の確認

- ・ 命を守る「マイタイムライン」の作成
- ・ 指定緊急避難所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所
- ・ 家族等との緊急・安否確認方法
- ・ 就寝場所の安全確認
- ・ 災害情報の入手方法

#### ウ 事前の備え

- ・ 地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入、住宅の耐震化、家具の固定、土のうの準備
- ・ 熊本県防災メールサービス、愛情ねっとへの登録
- ・ 最低三日分（推奨一週間分）の水・食糧等生活必需品の備蓄（※日常備蓄を含む）
- ・ 非常持ち出し品の準備
- ・ 自動車へのこまめな満タン給油

### (2) 災害時

#### ア 早めの避難（予防的避難含む）等命を守る行動

#### イ 近所の避難行動要支援者等に対する避難支援

#### ウ 避難所運営等への協力

## 3. 共助

市民は、平時より自治会や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進め、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域共同の精神と連携感により行う防災活動「共助」による地域における防災体制の構築に努める。

災害時には、地域住民が一致団結して「地域で出来ることは地域で行う」を目標に、地域での予防・安全対策に努めるものとする。

### (1) 平時の行動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 地域一体となった防災訓練の参加
- ウ 情報の収集伝達体制の整備
- エ 火器使用設備器具等の点検
- オ 防災用資器材等の備蓄及び管理
- カ 危険個所の点検・情報共有

(2) 災害時の行動

- ア 地域内の被害状況等の情報収集・市への連絡
- イ 出火防止・初期消火の実施
- ウ 地域内における避難指示等の情報伝達
- エ 地域住民に対する安否確認及び避難誘導
- オ 避難行動要支援者等に対する避難支援
- カ 救出・救護活動への協力
- キ 避難所の運営
- ク 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- ケ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

#### 4. 消防団の充実強化

消防団は、地震や風水害等各種災害に対して、消防署と連携し防災活動、応急救護活動等を実施して被害の軽減を図るとともに、地域防災の要として地域住民による自主防災活動を的確にリードする。

この際、消防団の防災活動力の充実強化のため、次の事項に着意する。

- (1) 団員に対する防災教育  
各種教養資料等に基づき、実践的な各種訓練の充実に努める。
- (2) 指揮命令及び情報伝達における確実性の確保  
確実な指揮命令と団員の安全を確保するための情報伝達手段の確立を図る。
- (3) 救助、応急救護用資機材等の配置  
救護活動等を円滑かつ効果的に実施できるよう必要な資機材等を配置し、防災活動力の強化を図る。

#### 5 防災士の養成

地域の防災力を強化するためには、一定の知識と技能を修得した防災士の活用が重要である。防災士の資格取得に際しては、熊本県や近隣市町と連携して開催する防災士養成講座への参加を推進する。取得後については、講習会や防災士相互の意見交換、防災事業等への参加など活動機会を拡大して防災士のキャリアアップに努める。

なお、防災士の取得状況を各地区に情報提供する等、防災士を通じて行政と地域との連携が図れる仕組みづくりを行う。

## 第15節 防災知識普及計画

---

台風、大雨、地震などによる災害を最小限に食い止めるためには、市や防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

その際には、要配慮者への対応や男女共同参画など多様な視点等を踏まえながら、防災に関するテキストやマニュアルの配布、研修会や講習会等の開催により、防災教育を実施する。

### 1. 防災知識の普及

市は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自ら守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

#### (1) 普及の内容

地域の防災力を高めるため、一般住民向けの専門的・体系的な防災に関する資料の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

#### (2) 普及の方法

- ア 「広報あらかわ」や防災ブック等による防災知識の普及
- イ ホームページ等による防災情報の提供
- ウ 出前講座や防災講話による防災意識の高揚、防災知識の普及
- エ 防災訓練等への参加による防災意識の高揚、防災知識の普及

### 2. 市職員に対する防災教育

#### (1) 教育の内容

過去の災害の教訓や課題等について共有するとともに、荒尾市地域防災計画書に示す災害対策本部員として必要な事項について、徹底を図る。

#### (2) 教育の方法

- ア 講演会、研修会等の実施
- イ 防災活動の手引き等印刷物の配布
- ウ 防災訓練等への参加

### 3. 外国人に対する防災知識の普及

市は、外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレットや防災ブックを配布するなど要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。

加えて、外国人住民が平時から防災知識を学ぶことができるよう市や地区が実施する防災訓練への外国人住民の参加を促進する。また、災害時に外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするため職員の対応力向上を図るものとする。

## 第16節 自主防災組織等強化計画

### 1. 自主防災組織づくりの推進

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る。」という共通目的により、地域住民の方々が自発的に結成する組織で、災害対策基本法において、市長は住民の自発的な防災活動を一層促進する責務を有し、地域住民は防災活動に自発的に参加するよう努めることとされている。

防災対策に関しては、まず各家庭において対策を講じる必要があるが、個人では対応できない対策もあり、本市においても自主防災組織と連携を図りながら、高齢独居老人の把握、地域危険個所の点検、災害時の避難所への誘導、被災時の後始末など、組織として地域全体を網羅した防災体制の確立に努める必要がある。

これらのことから、自主防災組織の設立に関し助成を行い、普及促進を図り、自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

その際、女性の参画の拡大や防災士の活用に努めるものとする。

#### (1) 自主防災組織 組織率

83.08% (110 行政区で設立、92 組織で設置) [令和5年4月1日現在]

※自主防災組織の組織率は、国や県と統一して、自主防災組織がカバーする世帯数を市全世帯数で割った数値である。

#### (2) 活動内容

##### ア 平時

危険個所等の点検調査、情報連絡網や情報収集伝達体制の整備、避難行動要支援者の把握、消防団等他の組織との連携促進、防災マップや防災だより等の作成、救急講習会の開催、防災訓練の実施、防災資機材の購入等

##### イ 災害時

被害状況等の情報収集や市への報告、避難指示等の情報伝達、出火防止・初期消火の実施、安否確認及び避難誘導、救出・救護活動の協力、避難所運営協力、見廻り等による避難所以外の避難者情報の把握、給水・給食及び物資配布等の協力

### 2. 自主防災組織連絡協議会の設立に伴う地域防災力の充実・強化

市は、大規模な災害に備え、荒尾市自主防災組織連絡協議会を設立し、自主防災組織を中心とした市全域の自主防災体制の充実、強化を図る。

#### (1) 自主防災組織連絡協議会 加入状況

行政区：91/136

組織数：84/125 [令和5年4月1日現在]

## (2) 活動内容

- ア 各地区の自主防災組織、市、その他団体との連絡調整に関すること。
- イ 災害発生時における防災活動に関すること。
- ウ 防災意識の啓発に関すること。
- エ 防災訓練の実施に関すること。
- オ その他自主防災組織の活動に必要な事項に関すること。

## 3. 防災リーダーの育成

自主防災組織の活動をより強化し継続させるために、自主防災組織の担い手となる防災士等の防災リーダーの育成を行う。各地域の実態に合わせた防災各分野での人材育成が必要であるため、出前講座等を活用する。

また、女性リーダーを育成するため、研修等に創意工夫を施し、人材育成に寄与できるよう努める。

## 4. 地区防災計画の策定

### (1) 地区防災計画の意義

地区防災計画（以下、「計画」という。）は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市町村等が活動の中心となる計画とコミュニティが中心となる計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするものである。

### (2) 計画の作成

ア 地区居住者等による計画作成にあたっては、市として作成のための体制を確立し手順を踏まえた円滑な作成を支援する。

#### イ 計画の内容

計画の対象範囲、活動体制のほか、地区居住者等による防災訓練、物資及び資材の備蓄、地区居住者等の相互の支援、防災活動など各地区の特性や想定される災害に応じた内容を基準とする。

特に、地区居住者等の相互支援においては、市のハザードマップを参考にするとともに、事前に地区居住者等により危険箇所を見積り、確認するなど安心・安全な避難経路・要領を定めておくことが重要である。

### (3) 計画の規定

市の防災会議が地域の意向を踏まえつつ、地域コミュニティにおける防災活動計画を地区防災計画として荒尾市地域防災計画書に規定することを基本とするも、地域コミュニティの地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成して荒尾市防災会議に対して提案を行い、それを受けて、荒尾市地域防災計画書に地区防災計画を定める場合がある。

### (4) 個別避難計画との整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防

災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

## 5. 各地区における地区防災計画

### (1) 計画の構成

- ア 地区防災計画【本文】
- イ 地区防災計画【概要版】 ※地区内の各世帯に配布
- ウ 活動スケジュール（5カ年計画）
- エ 年間計画

### (2) 計画の概要

- ア 計画の必要性等                      イ 地区の概要・特性                      ウ 地区の災害特性
- エ 地区の防災活動等                      オ 地区の災害対策                      カ 計画の更新
- キ その他関係資料等

### (3) 地区防災計画の作成地区

区 分	地区名
令和元年度	普源寺、東宮内、大島町内会、西原町1丁目～3丁目、万田中、甲根、深瀬ヶ丘、中央、みどり、緑ヶ丘2～5丁目、唐池、上井手下、府本、樺、金山、八幡台一丁目、野原、海下、猫宮、北増永、牛水中、桜山町4丁目南
令和2年度	貝塚、宮内出目東・西、大平町1～3丁目、昭和町、万田西、万田東、妙見、古庄原・平井大谷、大和、新生・新生西、岱洋東、開、庄山、上井手上、助丸、井川口、下赤田、南増永、天神木、中一部、牛水上、桜山町4丁目中北
令和3年度	新町、大正町、原、岱洋中、金屋、上赤田、向一部、有明城、牛水下、山浦町
令和4年度	月田、日の出町、松葉、倉掛、荒尾大谷、田倉、小路・平井城、川登、揚増永、高浜

※細部は、資料編「地区防災計画の作成地区及び概要」に掲載



## 第17節 防災訓練計画

災害応急対策の円滑かつ迅速な実施を期するため、防災に関する訓練を推進し防災体制の確立を図るものとする。また、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、過去の災害の教訓を踏まえ、一人一人が確実に避難できるよう消防団や自主防災組織など地域の関係者との連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）の危険性など必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練の実施に留意する。

### 1. 訓練計画の種類

- |            |               |                  |
|------------|---------------|------------------|
| (1) 水防訓練   | (4) 通信連絡訓練    | (7) 荒尾市総合防災訓練    |
| (2) 消防訓練   | (5) 地震・津波対応訓練 | (8) 災害図上訓練（DIG）  |
| (3) 災害救助訓練 | (6) 多数傷病者対応訓練 | (9) 避難者運営訓練（HUG） |

### 2. 訓練実施の要領

訓練は関係機関と協力連携して訓練の成果をあげるよう努力するものとする。

#### (1) 水防訓練

水防計画に基づき水防活動の円滑を期するため、地域の特殊事情を考慮して災害に即応した想定に基づき単独又は水防管理者が連携して行うものとする。なお、訓練に当たっては次の点に留意して実施するものとする。

##### ア 実施の時期

洪水が予想される雨期前に行うものとする。

##### イ 実施地域の指定

訓練実施地域の選定に当たっては、水防事情特に河川海岸などの現状を考慮して地域を選定する。

##### ウ 方法

水防活動が関係機関の有機的な連携と相互協力のもとに、円滑かつ迅速に実施できるよう関係機関が連絡調整して実施する。

#### (2) 消防訓練

消防計画に基づいて行うものとする。

#### (3) 災害救助訓練

##### ア 関係機関、団体との協力

##### イ 連絡方法

救助班による救助物資の迅速配分及び炊出し

#### (4) 通信連絡訓練

ア 災害通信連絡系統に基づき災害対策本部、防災関係機関との通信連絡及び夜間における災害対策要員の招集訓練を併せて実施する。

イ 地域内の災害事情を考慮し、災害現場との通信連絡が円滑かつ迅速に行われるように努

めるとともに、特に有線連絡が途絶した場合の連絡方法についての訓練を実施する。

(5) 地震・津波対応訓練

地震、津波に対応するべく、地域防災力の向上を図るため、地震・津波災害時の避難など行動のノウハウを把握し、指示があつての行動ではなく、自分の身を守る迅速な行動ができるよう訓練を実施する。

(6) 多数傷病者対応訓練

局所型の災害など多数傷病者が発生した場合、一人でも多くの命を守るため、トリアージを実施するなどして、迅速かつ的確な処置を講ずることができるための訓練を実施する。

その際、医師会、薬剤師会、歯科医師会、看護協会との連携を重視する。

(7) 荒尾市総合防災訓練

市と防災関係機関との連携を充実させるため、発災から応急復旧や避難者支援など災害時に迅速かつ的確な対応を習得するための実働訓練を重視し、日頃から訓練参加の関係機関と顔のみえる関係を構築するための会議を開催するなどして、主に局所型の災害対応の充実を図る。なお、訓練実施の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努めるものとする。

(8) 災害図上訓練（DIG）

災害対応に係る機関、団体や地域住民の防災意識の高揚を図るため、地図を利用した災害想定訓練で、災害時の危険箇所の把握や避難ルートの確認、さらには災害時の行動計画の検討を実施する。

(9) 避難所運営訓練（HUG）

避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情を考慮し、避難所内の適切な配置や避難所内で起こる様々な出来事への対応など避難所の運営について模擬的に体験する訓練を実施する。